

中間連結財務諸表

中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成21年度中間期 平成21年9月30日	平成22年度中間期 平成22年9月30日
【資産の部】		
現金預け金	98,974	79,629
コールローン及び買入手形	75,721	61,927
商品有価証券	1,963	1,462
金銭の信託	6,001	5,857
有価証券	896,421	1,068,607
貸出金	2,972,103	3,057,931
外国為替	2,255	2,736
リース債権及びリース投資資産	43,969	43,174
その他資産	57,970	68,029
有形固定資産	67,407	66,662
無形固定資産	7,889	7,333
繰延税金資産	20,984	16,303
支払承諾見返	25,540	23,439
貸倒引当金	△55,656	△48,115
資産の部合計	4,221,548	4,454,978

(単位：百万円)

科目	平成21年度中間期 平成21年9月30日	平成22年度中間期 平成22年9月30日
【負債の部】		
預金	3,789,694	3,959,974
譲渡性預金	6,440	6,886
コールマネー及び売渡手形	6,765	—
債券貸借取引受入担保金	8,658	68,289
借入金	54,386	60,153
外国為替	627	616
社債	30,000	30,000
その他負債	57,392	58,902
賞与引当金	1,536	1,560
退職給付引当金	7,420	8,003
役員退職慰労引当金	297	308
睡眠預金払戻損失引当金	302	253
偶発損失引当金	1,730	1,390
繰延税金負債	9	8
再評価に係る繰延税金負債	10,262	10,055
支払承諾	25,540	23,439
負債の部合計	4,001,065	4,229,842
【純資産の部】		
資本金	36,839	36,839
資本剰余金	25,357	25,357
利益剰余金	108,766	115,485
自己株式	△1,285	△1,384
株主資本合計	169,677	176,297
その他有価証券評価差額金	18,620	16,021
土地再評価差額金	12,704	12,392
評価・換算差額等合計	31,325	28,413
少数株主持分	19,480	20,424
純資産の部合計	220,482	225,135
負債及び純資産の部合計	4,221,548	4,454,978

中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成21年度中間期 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)	平成22年度中間期 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
経常収益	55,578	56,309
資金運用収益	34,868	33,909
(うち貸出金利息)	28,728	27,155
(うち有価証券利息配当金)	6,009	6,627
役務取引等収益	7,053	7,290
その他業務収益	11,600	13,218
その他経常収益	2,056	1,890
経常費用	47,172	47,649
資金調達費用	5,076	4,061
(うち預金利息)	4,321	3,284
役務取引等費用	2,308	2,371
その他業務費用	9,362	10,161
営業経費	26,333	27,254
その他経常費用	4,091	3,799
経常利益	8,405	8,660
特別利益	2	1
固定資産処分益	—	0
償却債権取立益	2	0
偶発損失引当金戻入益	0	—
特別損失	501	346
固定資産処分損	57	71
減損損失	444	176
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	97
税金等調整前中間純利益	7,906	8,315
法人税、住民税及び事業税	401	390
法人税等調整額	2,423	2,902
法人税等合計	2,824	3,293
少数株主損益調整前中間純利益	—	5,022
少数株主利益	504	489
中間純利益	4,578	4,533

中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成21年度中間期 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)	平成22年度中間期 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
株 主 資 本		
資 本 金		
前 期 末 残 高	36,839	36,839
当 中 間 期 変 動 額		
当 中 間 期 変 動 額 合 計	—	—
当 中 間 期 末 残 高	36,839	36,839
資 本 剰 余 金		
前 期 末 残 高	25,357	25,357
当 中 間 期 変 動 額		
当 中 間 期 変 動 額 合 計	—	—
当 中 間 期 末 残 高	25,357	25,357
利 益 剰 余 金		
前 期 末 残 高	105,471	112,137
当 中 間 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	△1,275	△1,274
中 間 純 利 益	4,578	4,533
自 己 株 式 の 処 分	△2	△2
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩	△5	90
当 中 間 期 変 動 額 合 計	3,294	3,347
当 中 間 期 末 残 高	108,766	115,485
自 己 株 式		
前 期 末 残 高	△1,276	△1,381
当 中 間 期 変 動 額		
自 己 株 式 の 取 得	△16	△7
自 己 株 式 の 処 分	6	4
当 中 間 期 変 動 額 合 計	△9	△3
当 中 間 期 末 残 高	△1,285	△1,384
株 主 資 本 合 計		
前 期 末 残 高	166,392	172,953
当 中 間 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	△1,275	△1,274
中 間 純 利 益	4,578	4,533
自 己 株 式 の 取 得	△16	△7
自 己 株 式 の 処 分	3	2
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩	△5	90
当 中 間 期 変 動 額 合 計	3,285	3,344
当 中 間 期 末 残 高	169,677	176,297

(単位：百万円)

	平成21年度中間期 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)	平成22年度中間期 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
評 価 ・ 換 算 差 額 等		
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
前 期 末 残 高	3,888	21,234
当 中 間 期 変 動 額		
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 中 間 期 変 動 額 (純 額)	14,731	△5,212
当 中 間 期 変 動 額 合 計	14,731	△5,212
当 中 間 期 末 残 高	18,620	16,021
土 地 再 評 価 差 額 金		
前 期 末 残 高	12,699	12,483
当 中 間 期 変 動 額		
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 中 間 期 変 動 額 (純 額)	5	△90
当 中 間 期 変 動 額 合 計	5	△90
当 中 間 期 末 残 高	12,704	12,392
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
前 期 末 残 高	16,588	33,717
当 中 間 期 変 動 額		
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 中 間 期 変 動 額 (純 額)	14,737	△5,303
当 中 間 期 変 動 額 合 計	14,737	△5,303
当 中 間 期 末 残 高	31,325	28,413
少 数 株 主 持 分		
前 期 末 残 高	18,907	20,002
当 中 間 期 変 動 額		
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 中 間 期 変 動 額 (純 額)	573	421
当 中 間 期 変 動 額 合 計	573	421
当 中 間 期 末 残 高	19,480	20,424
純 資 産 合 計		
前 期 末 残 高	201,887	226,672
当 中 間 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	△1,275	△1,274
中 間 純 利 益	4,578	4,533
自 己 株 式 の 取 得	△16	△7
自 己 株 式 の 処 分	3	2
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩	△5	90
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 中 間 期 変 動 額 (純 額)	15,310	△4,881
当 中 間 期 変 動 額 合 計	18,595	△1,537
当 中 間 期 末 残 高	220,482	225,135

1180x1180

業績ハイライト

連結情報

財務の状況

業務の状況

自己資本の充実の
状況等について

中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成21年度中間期 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)	平成22年度中間期 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
営業活動による キャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	7,906	8,315
減価償却費	2,608	2,689
減損損失	444	176
貸倒引当金の増減(△)	△4,820	△3,625
賞与引当金の増減額(△は減少)	66	18
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△19	△62
退職給付引当金の増減額(△は減少)	135	348
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△163	△25
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△75	△115
偶発損失引当金の増減(△)	155	△2
資金運用収益	△34,868	△33,909
資金調達費用	5,076	4,061
有価証券関係損益(△)	△333	769
金融派生商品未実現損益(△)	27	65
その他金融商品の償却	0	—
為替差損益(△は益)	12	18
固定資産処分損益(△は益)	57	71
商品有価証券の純増(△)減	△297	222
金銭の信託の純増(△)減	△6,001	142
貸出金の純増(△)減	68,295	△49,125
預金の純増減(△)	56,490	70,525
譲渡性預金の純増減(△)	△11,787	△913
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△534	364
コールローン等の純増(△)減	△75,721	13,072
コールマネー等の純増減(△)	△19,216	△6,512
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△6,389	20,790
外国為替(資産)の純増(△)減	1,653	321
外国為替(負債)の純増減(△)	52	△34
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	2,056	584
資金運用による収入	35,047	34,369
資金調達による支出	△3,774	△3,305
その他	△2,304	11,988
小計	13,777	71,282
法人税等の支払額	△908	△547
法人税等の還付額	5,667	272
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,535	71,007

(単位：百万円)

科目	平成21年度中間期 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)	平成22年度中間期 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
投資活動による キャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△149,692	△234,145
有価証券の売却による収入	57,013	72,119
有価証券の償還による収入	64,617	40,567
有形固定資産の取得による支出	△1,556	△1,272
無形固定資産の取得による支出	△979	△965
有形固定資産の売却による収入	17	56
無形固定資産の売却による収入	—	0
その他の支出	△9	△16
投資活動によるキャッシュ・フロー	△30,589	△123,656
財務活動による キャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	10,000	—
自己株式の取得による支出	△16	△7
自己株式の売却による収入	3	2
配当金の支払額	△1,275	△1,274
少数株主への配当金の支払額	△11	△11
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,700	△1,290
現金及び現金同等物に 係る換算差額	△12	△18
現金及び現金同等物の 増減額(△は減少)	△3,365	△53,957
現金及び現金同等物の 期首残高	101,190	132,570
現金及び現金同等物の 中間期末残高	97,824	78,612

当行は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、四半期報告書に記載された中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項（平成22年度中間期）

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 7社
(2) 非連結子会社 2社
主要な会社名

投資事業有限責任組合 岐阜県一十六第2号

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社 0社
(2) 持分法適用の関連会社 0社
(3) 持分法非適用の非連結子会社 2社
主要な会社名

投資事業有限責任組合 岐阜県一十六第2号

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連会社 0社

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

- 連結子会社の中間決算日は全て9月末であり、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：15年～50年
その他：4年～20年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

また、破綻懸念先で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上

の債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ内部監査部署が監査を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、当行の方法に準じて各々予め定めている償却・引当基準に則り、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末支給額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

(借手側)

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しており、同会計基準適用後の残存期間においては、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分しております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前中間純利益は199百万円増加しております。

(13) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及

び日本銀行への預け金であります。
 (15) 消費税等の会計処理
 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 (資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は2百万円、税金等調整前中間純利益は99百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は116百万円であります。

6. 表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

7. 追加情報

(株式会社岐阜銀行との株式交換について)

当行は、平成22年9月28日開催の取締役会において、当行を株式交換完全親会社、株式会社岐阜銀行(以下「岐阜銀行」という。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行うことを決議し、同日付で岐阜銀行との間で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換の効力発生日は平成22年12月22日を予定しており、岐阜銀行においては、平成22年11月25日開催の臨時株主総会にて株式交換契約が承認されました。なお、当行は、会社法第796条第3項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、本株式交換を行います。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称
 株式会社岐阜銀行
 事業の内容
 銀行業

(2) 企業結合を行う主な理由

当行、岐阜銀行および株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」という。)は、岐阜銀行が当行に対して経営統合の申し入れを行い、かつ三菱東京UFJ銀行に対して資本支援を要請したことを契機として協議を開始し、平成22年9月28日、当行は岐阜銀行との経営統合を、三菱東京UFJ銀行は岐阜銀行に対する資本支援を、ならびに当行および三菱東京UFJ銀行は相互に協力して岐阜銀行に対する経営支援を実施することに合意し、同日付で、経営統合合意書を締結いたしました。本株式交換は、この経営統合合意書に基づく経営統合の一環として行うものですが、これにより、当行は、岐阜銀行の経営を効率化し、その企業価値の持続的成長を図るとともに、地域金融システムの安定化については地域経済の活性化を目指します。

また、当行および岐阜銀行は、平成24年9月中下旬を目的として、当行を吸収合併存続会社、岐阜銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う予定であります。

(3) 企業結合日(株式交換効力発生日)

平成22年12月22日(予定)

(4) 企業結合の法的形式

株式交換

(5) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(6) 取得する議決権比率

100%を予定しております。

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当行が株式を交付する企業であることおよび株式交換前の当行株主が結合後企業の議決権比率のうち最も大きい割合を占めることから、当行を取得企業とする予定であります。

2. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付予定の株式数

(1) 株式の種類別の交換比率及び交付予定の株式数

会社名	株式会社十六銀行 (株式交換完全親会社)	株式会社岐阜銀行 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	0.089
株式交換により交付する株式数	普通株式：14,904,830株(予定)	

① 普通株式

岐阜銀行の普通株式1株につき、0.089株の当行の普通株式を割り当て交付します。但し、当行が保有する岐阜銀行の普通株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

② 第一回第1種優先株式

岐阜銀行の第一回第1種優先株式については、本株式交換の効力発生日までに、岐阜銀行がその全てを取得および消却することが、本株式交換の前提条件とされております。

③ 第一回第4種優先株式

岐阜銀行の第一回第4種優先株式については、当行が全株式を保有しているため、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(2) 交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率については、その算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、各行がそれぞれ別個に、両行から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当行はみずほ証券株式会社および野村證券株式会社を、岐阜銀行はフロンティア・マネジメント株式会社をそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。当行および岐阜銀行は、当該第三者算定機関からの算定結果を慎重に検討した結果、これらの算定結果が公正かつ妥当に両行の評価を反映しているものと認識し、当該算定結果を総合的に勘案のうえ株式交換比率を決定しております。

3. 株式交換完全親会社の概要

株式交換完全親会社の名称

株式会社十六銀行

事業の内容

銀行業

資本金

36,839百万円

(平成22年9月30日現在)

4. 本株式交換の前提条件

岐阜銀行による資本金および資本準備金の減少、岐阜銀行による第一回第1種優先株式の取得(公的資金の返済)および取得した株式の消却が完了すること、ならびに法令等に基づき必要な許認可の取得がなされていることは、本株式交換の前提条件とされております。

—企業結合に関する会計基準等—

当中間連結会計期間から「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用しております。

注記事項 (平成22年度中間期)

1. 中間連結貸借対照表関係

- (1) 有価証券には、非連結子会社の出資金1,072百万円を含んでおります。
- (2) 貸出金(求償債権等を含む。以下(3)、(4)同じ。)のうち、破綻先債権額は8,888百万円、延滞債権額は97,276百万円でありまして。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- (3) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は646百万円でありまして。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- (4) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,076百万円でありまして。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- (5) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は113,888百万円でありまして。

なお、上記(2)から(5)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (6) 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は29,261百万円でありまして。

- (7) 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産
有価証券 179,227百万円
リース債権及びリース投資資産 8,156百万円
その他資産 28百万円

担保資産に対応する債務
預金 66,217百万円
債券貸借取引受入担保金 68,289百万円
借入金 6,703百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物・オプション取引証拠金等の代用として、有価証券76,541百万円及びその他資産7百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,952百万円でありまして。

- (8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,210,374百万円(総合口座取引に係る融資未実行残高581,348百万円を含む)であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,201,667百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他の相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的

に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- (9) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正、不整形補正等の合理的な調整を行って算出しております。

- (10) 有形固定資産の減価償却累計額 62,768百万円
(11) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金28,000百万円が含まれております。
(12) 社債は、劣後特約付社債30,000百万円でありまして。
(13) 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は49,180百万円でありまして。

2. 中間連結損益計算書関係

その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,109百万円及び株式等償却1,929百万円を含んでおります。

3. 中間連結株主資本等変動計算書関係

- (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結 会計年度末 株式数	当中間連結 会計期間 増加株式数	当中間連結 会計期間 減少株式数	当中間連結 会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	366,855	—	—	366,855	
合計	366,855	—	—	366,855	
自己株式					
普通株式	2,838	23	8	2,853 (注)1、2	
合計	2,838	23	8	2,853	

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加23千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少8千株は、単元未満株式の買増請求に伴い処分したことによる減少であります。

- (2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当ありません。

- (3) 配当に関する事項

① 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,274	3.50	平成22年3月31日	平成22年6月28日

② 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	1,274	その他 利益剰余金	3.50	平成22年9月30日	平成22年12月10日

4. 中間連結キャッシュ・フロー計算書関係

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

平成22年9月30日現在	
現金預け金勘定	79,629
日銀預け金以外の預け金	△1,016
現金及び現金同等物	78,612

5. リース取引関係

(1) ファイナンス・リース取引

(借手側)

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額

(単位：百万円)

	有形固定資産	合計
取得価額相当額	3	3
減価償却累計額相当額	2	2
中間連結会計期間末残高相当額	1	1

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額

1年以内	1年超	合計
0百万円	0百万円	1百万円

(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。

・支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	0百万円
減価償却費相当額	0百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(貸手側)

・リース投資資産の内訳

リース料債権部分	46,624百万円
見積残存価額部分	621百万円
受取利息相当額	△5,998百万円
合計	41,248百万円

・リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結決算日後の回収予定額

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産
1年以内	455	14,471
1年超2年以内	413	11,394
2年超3年以内	351	8,321
3年超4年以内	275	5,463
4年超5年以内	228	3,044
5年超	458	3,929

(2) オペレーティング・リース取引

(借手側)

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	1年超	合計
48百万円	714百万円	762百万円

(貸手側)

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	1年超	合計
164百万円	393百万円	557百万円

6. 金融商品関係

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません ((注2) 参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	79,629	79,629	—
(2) コールローン及び買入手形	61,927	61,927	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	1,462	1,462	—
(4) 金銭の信託	5,857	5,857	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	49,586	49,737	151
その他有価証券	1,000,785	1,000,785	—
(6) 貸出金	3,057,931		
貸倒引当金 (*1)	△44,027		
	3,013,903	3,053,455	39,551
資産計	4,213,152	4,252,855	39,703
(1) 預金	3,959,974	3,965,142	5,167
(2) 譲渡性預金	6,886	6,886	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	68,289	68,289	—
(4) 借入金	60,153	60,127	△26
負債計	4,095,303	4,100,445	5,141
デリバティブ取引 (*2)			
ハッジ計が適用されていないもの	486	486	—
デリバティブ取引計	486	486	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

預け金は、満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間 (1年以内) であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所等の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所等の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「8.金銭の信託関係」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所等の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、当該私募債の発行体の信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリー・レートに一定の管理コストを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、発行体の債務者区分が破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の自行保証付私募債については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「7.有価証券関係」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリー・レートに一定の管理コストを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、固定金利によるもののうち、住宅ローン等の一部の消費者ローンについては、ローンの種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、商品及び期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、借入金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を当行及び連結子会社の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「10.デリバティブ取引関係」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)(*2)	13,031
②投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資金(*3)	5,203
合計	18,235

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてありません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について128百万円減損処理を行っております。

(*3) 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしてありません。

7. 有価証券関係

※中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	平成22年度中間期末			
	種類	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	債券	35,326	35,848	522
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	35,326	35,848	522
	その他	—	—	—
	小計	35,326	35,848	522
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	債券	14,260	13,888	△371
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	14,260	13,888	△371
	その他	—	—	—
	小計	14,260	13,888	△371
合計		49,586	49,737	151

(2) その他有価証券

(単位：百万円)

	平成22年度中間期末			
	種類	中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	61,733	44,119	17,613
	債券	776,950	756,466	20,483
	国債	401,435	391,813	9,621
	地方債	214,453	207,852	6,600
	短期社債	—	—	—
	社債	161,061	156,799	4,261
	その他	88,717	85,932	2,785
		小計	927,402	886,518
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	29,486	37,135	△7,649
	債券	23,794	24,031	△236
	国債	16,770	16,986	△216
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	7,024	7,044	△20
	その他	20,102	27,233	△7,130
	小計	73,383	88,399	△15,016
合計		1,000,785	974,918	25,867

(3) 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,801百万円(うち、株式1,800百万円、社債1百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準は、中間連結決算日における時価の取得原価に対する下落率が30%以上の銘柄をすべて著しく下落したと判断しております。

8. 金銭の信託関係

(1) 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

(2) その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ありません。

9. その他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成22年度 中間期末
評価差額	26,368
その他有価証券	26,368
(△) 繰延税金負債	10,243
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	16,125
(△) 少数株主持分相当額	103
その他有価証券評価差額金	16,021

(注) 評価差額には、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額501百万円(益)を含めております。

10. デリバティブ取引関係

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

① 金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	平成22年度中間期末			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,476	3,906	105	105
	受取変動・支払固定	4,476	3,906	△70	△70
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計			35	35	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

② 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	平成22年度中間期末			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	201,855	159,937	371	371
	為替予約				
	売建	12,980	341	533	533
	買建	21,511	191	△536	△536
	通貨オプション				
	売建	190,328	136,667	△20,761	△4,087
	買建	180,447	130,101	20,762	6,379
	その他				
	売建	1,441	1,089	79	79
買建	1,436	1,083	3	3	
合計			451	2,742	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

③ 株式関連取引

該当ありません。

④ 債券関連取引

該当ありません。

⑤ 商品関連取引

該当ありません。

⑥ クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

11. 1株当たり情報

	当中間連結会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
1株当たり純資産額	562.39円
1株当たり中間純利益金額	12.45円
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	—円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間末 平成22年9月30日
純資産の部の合計額	225,135百万円
純資産の部の合計額から控除 する金額	20,424百万円
うち少数株主持分	20,424百万円
普通株式に係る中間期末の純 資産額	204,711百万円
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末の普通株 式の数	364,001千株

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
中間純利益	4,533百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る中間純利益	4,533百万円
普通株式の中間期中平均株式 数	364,005千株

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

概要・概況等

十六グループの概要

当行グループは、当行および連結子会社7社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスに係わる事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

銀行業務

当行の本店ほか146か店において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託業務、金融等デリバティブ取引業務、附帯業務を営み、地域の金融パートナーとして、多様な商品・サービスを提供しております。銀行業務は当行グループの中核業務と位置づけております。

また、十六ビジネスサービス株式会社においては、事務受託業務等の金融従属業務を営み、銀行業務の効率化に貢献しております。

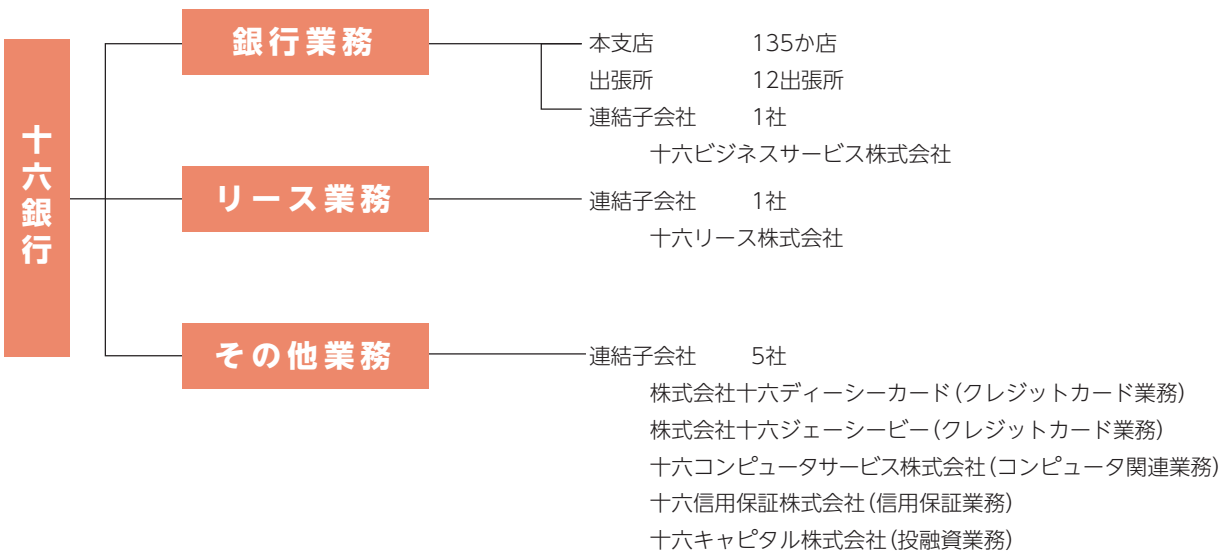
リース業務

十六リース株式会社においては、リース業務を営み、地域のリースに関するニーズに積極的にお応えしております。

その他業務

その他金融に関連する業務として、クレジットカード業務、コンピュータ関連業務、信用保証業務、投融資業務等を営み、個人顧客、法人顧客それぞれの金融ニーズに積極的にお応えしております。

事業系統図



(平成22年9月30日現在)

セグメント情報

事業の種類別セグメント情報

平成21年度中間期

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他	計	消去又は全社	連結
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	42,755	10,572	2,250	55,578	—	55,578
(2) セグメント間の内部経常収益	301	141	489	932	(932)	—
計	43,057	10,714	2,739	56,511	(932)	55,578
経常費用	35,593	10,233	2,262	48,089	(917)	47,172
経常利益	7,463	480	477	8,421	(15)	8,405

平成22年度中間期

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他	計	消去又は全社	連結
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	43,268	10,804	2,237	56,309	—	56,309
(2) セグメント間の内部経常収益	259	138	443	842	(842)	—
計	43,527	10,943	2,681	57,152	(842)	56,309
経常費用	35,790	10,450	2,245	48,486	(837)	47,649
経常利益	7,737	492	435	8,665	(4)	8,660

(注) 1. 業務区分は、連結会社の事業内容により区分しております。なお、その他は、クレジットカード業務、コンピュータ関連業務、信用保証業務等であります。

2. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

所在地別セグメント情報

平成21年度中間期

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

平成22年度中間期

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

国際業務経常収益

平成21年度中間期

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

平成22年度中間期

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

各種指標等

主要な経営指標等

(単位：百万円)

	平成20年度中間期	平成21年度中間期	平成22年度中間期	平成20年度	平成21年度
連結経常収益	58,980	55,578	56,309	115,684	112,477
連結経常利益 (△は連結経常損失)	133	8,405	8,660	△14,685	16,937
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	△1,549	4,578	4,533		
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)				△9,386	9,008
連結純資産額	225,032	220,482	225,135	201,887	226,672
連結総資産額	4,131,710	4,221,548	4,454,978	4,176,115	4,365,437
1株当たり純資産額	567.20円	551.73円	562.39円	502.21円	567.75円
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり中間純損失金額)	△4.25円	12.56円	12.45円		
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)				△25.75円	24.73円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	—円	—円	—円		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額				—円	—円
自己資本比率	5.0%	4.7%	4.5%	4.3%	4.7%
連結自己資本比率 (国内基準)	10.54%	10.95%	11.19%	10.06%	11.10%
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,946	18,535	71,007	△28,308	129,280
投資活動によるキャッシュ・フロー	△142,678	△30,589	△123,656	△61,742	△105,217
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,308	8,700	△1,290	△2,602	7,325
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	58,817	97,824	78,612	101,190	132,570
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	3,026人 (860)	3,112人 (884)	3,127人 (965)	2,972人 (838)	3,048人 (881)

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「11.1株当たり情報」(18ページ)に記載しております。
 3. 「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、潜在株式がないので記載して
 おりません。
 4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、
 国内基準を採用しております。
 6. 平成20年度中間期、平成21年度中間期及び平成22年度中間期の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数で
 あります。

連結リスク管理債権

(単位：百万円)

	平成21年度中間期末	平成22年度中間期末
破綻先債権額	12,391	8,888
延滞債権額	98,654	97,276
3ヵ月以上延滞債権額	1,693	646
貸出条件緩和債権額	8,859	7,076
合計	121,599	113,888

自己資本比率の状況

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、算出しております。なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用し、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

		平成21年度中間期末	平成22年度中間期末
基本的項目 (Tier I)	資本金	36,839	36,839
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	25,357	25,357
	利益剰余金	108,766	115,485
	自己株式 (△)	1,285	1,384
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額 (△)	1,275	1,274
	その他有価証券の評価差損 (△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	19,324	20,320
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額 (△)	—	—
	のれん相当額 (△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	—
	計 (A)	187,727	195,344
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
補完的項目 (Tier II)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	10,334	10,101
	一般貸倒引当金	15,090	15,194
	負債性資本調達手段等	58,000	58,000
	うち永久劣後債務 (注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	58,000	58,000
計	83,425	83,296	
うち自己資本への算入額 (B)	83,425	83,296	
控除項目	控除項目 (注4) (C)	6,623	6,561
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	264,529	272,078
リスク・アセット等	資産 (オン・バランス) 項目	2,211,018	2,234,615
	オフ・バランス取引等項目	54,499	51,824
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,265,517	2,286,439
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	149,014	144,648
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	11,921	11,571
計 (E) + (F) (H)	2,414,532	2,431,088	
連結自己資本比率 (国内基準) = $\frac{D}{H} \times 100$		10.95%	11.19%
(参考) Tier I 比率 = $\frac{A}{H} \times 100$		7.77%	8.03%

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。